

福井県卸売市場整備計画

平成29年3月
(第10次)

福 井 県

福井県卸売市場整備計画目次

趣旨	1
第 1 目標年度	2
第 2 卸売市場の適正な配置の方針		
1 生鮮食料品等の流通事情	2
2 品目別流通圏の設定	10
3 卸売市場の配置計画と整備の方向	15
第 3 近代的な卸売市場の立地ならびに施設の種類、規模、配置および構造に関する指標		
1 立地に関する事項	19
2 施設の種類に関する事項	19
3 施設の規模に関する事項	20
4 施設の配置、運営および構造に関する事項	21
第 4 卸売市場における取引および物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化ならびに物品の品質管理の高度化に関する事項		
1 取引の合理化に関する事項	24
2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	26
3 物品の品質管理の高度化に関する事項	27
第 5 卸売業者等の経営の近代化の目標	28
第 6 卸売市場に望まれる役割	31
資料編	33

趣旨

卸売市場は、各産地から大量に生鮮食料品等を集荷し、需要に応じて迅速かつ効率的に分荷することにより、生鮮食料品等の安定供給および公正かつ適正な価格形成を図り、県民生活の安定と向上に資するという重要な役割を果たしている。また、産地表示や品質の管理等を徹底しながら、消費者へ安全・安心な生鮮食料品等を提供する役割も重要視されている。

しかし、卸売市場を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まりなど大きく変化している。

このような中、今後も安定して生鮮食料品等の供給を持続するためには、市場取扱量の確保に向けた集荷力の強化、多様化する生産者や実需者のニーズへの対応、食の安全・安心に対する関心の高まりに対応する品質管理の徹底等に取り組んでいく必要がある。

卸売市場がこうした情勢変化に対応し、その役割、機能を十分に發揮していくためには、卸売市場の位置付けや役割、機能強化の方向等の卸売市場の将来方向を検討し、計画的に進めていくことが必要である。

都道府県卸売市場整備計画は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条の規定に基づき、おおむね5年ごとに策定することとなっている。

この第10次福井県卸売市場整備計画は、国が平成28年1月に公表した「卸売市場整備基本方針」に即し、県内卸売市場の現状と課題を踏まえ、現行の第9次整備計画を見直し、改定するものである。

第1 目標年度

この卸売市場整備計画は、平成24年度を基準年度、平成32年度を目標年度とする。

第2 卸売市場の適正な配置の方針

1 生鮮食料品等の流通事情

(1) 人口の現状と見通し

卸売市場整備計画の策定に当たっては、生鮮食料品等の総需要量、市場流通量等の動向に応じて卸売市場の適正配置とその必要規模等を決定する必要があるが、これらの動向は流通圏域ごとの人口によって大きく左右される。

本県の平成24年における人口は799,127人（総務省「人口推計」平成24年10月1日現在）であり、平成22年国勢調査の806,314人に比べ7,187人（0.9%）減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では、本県の人口は今後も少子高齢化の進行により減少し、目標年度における人口は759,770人（基準年度対比95.0%）と推定されている。

（資料編第1表「供給対象人口の見通し」）

(2) 需要の現状と見通し

ア 野菜

野菜の需要は、食生活の多様化、食の外部化・簡便化等により、減少傾向にある。

本県の平成24年度における1人当たりの野菜の年間消費量は125.0kgで、県内における総消費量は約99,891トンとなっている。

国の「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月）で示されている平成37年度の消費量を勘案し、目標年度における野菜の1人当たりの年間消費量は129.9kgと増加が見込まれるが、人口の減少を受けて、県内における総消費量は約98,694トン（基準年度対比98.8%）に減少すると推定される。

（資料編第2表「生鮮食料品需要等の長期見通し」）

（第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」）

イ 果実

果実（スイカ、メロン、イチゴ等の果実的野菜を含む。）の需要は、果実以外の嗜好品との競合、食の多様化等により、野菜同様、減少傾向にある。

本県の平成24年度における1人当たりの果実の年間消費量は57.6 kgであり、県内における総消費量は約46,030トンとなっている。

今後の見通しは、野菜同様、国の「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月）で示されている平成37年度の消費量を勘案し、目標年度における1人当たりの果実の年間消費量は53.2 kg、県内における総消費量は約40,420トン（基準年度対比87.8%）に減少すると推定される。

（資料編第2表「生鮮食料品需要等の長期見通し」

第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」）

ウ 水産物

水産物の需要は、調理・飲食の手間が大きいことなどから食の簡便化等により、減少傾向にある。

本県の平成24年度における1人当たりの水産物の年間消費量は52.8 kgであり、県内における総消費量は約42,194トンとなっている。

今後の見通しは、国の「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月）で示されている平成37年度の消費量を勘案し、目標年度における1人当たりの年間消費量は52.9 kg、県内における総消費量は約40,192トン（基準年度対比95.3%）に減少すると推定される。

（資料編第2表「生鮮食料品需要等の長期見通し」

第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」）

エ 花き

花きの需要は、景気の低迷、冠婚葬祭の簡素化等による業務用需要の減少等により、減少傾向にある。

本県の平成24年度における1人当たりの花きの年間消費量は98.1本（鉢物1鉢を切花8本に換算）であり、県内における総消費量は約78,394千本となっている。

今後の見通しは、目標年度における1人当たりの花きの年間消費量が72.8本、県内における総消費量は約55,311千本（基準年度対比70.6%）に減少すると推定される。

（資料編第2表「生鮮食料品需要等の長期見通し」

第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」）

才 食肉

食肉の需要は、消費者の健康志向や低価格志向等により、近年はほぼ横ばいで推移している。

本県の平成24年度における1人当たりの食肉の年間消費量は28.2kgであり、県内における総消費量は約22,560トンとなっている。これを種類別にみると、牛肉20.2%、豚肉41.5%、鶏肉38.3%となっている。

今後の見通しは、目標年度における1人当たりの食肉の年間消費量は28.8kgと増加が見込まれるが、人口の減少を受けて、県内における総消費量は約21,890トン（基準年度対比97.0%）に減少すると推定される。

（資料編第2表「生鮮食料品需要等の長期見通し」

第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」）

第8表「食肉の需給図」

（3）供給の現状と見通し

ア 野菜

平成24年における県内の野菜の生産量は約44,200トンとなっており、このうち約9,480トン（21.4%）を県内卸売市場へ、約4,047トン（9.2%）を県外卸売市場へ移出している。

本県においては、野菜価格の低迷や生産者の高齢化が進み、生産量が漸減している中、畑作地帯および水田地帯における園芸を強力に推進しているところである。

また、平成26年3月には「ふくいの農業基本計画」を策定した。平成30年度の県全体の園芸産出額180億円を目指し、各種施策を展開しているところである。

県内野菜生産の目標年度における生産量は、企業的農業の拡大や周年生産地の育成により約61,196トン（基準年度比138.5%）と見込まれる。

(資料編第4表「野菜の需給図」)

イ 果実

平成24年における県内の果実の生産量は約9,600トンとなっており、このうち約2,260トン(23.5%)を県内卸売市場へ、約1,330トン(13.8%)を県外卸売市場に移出している。

本県における果実生産は、気象条件により作付品目が制約されるが、坂井北部丘陵地や嶺南地域を中心に広範囲にわたる栽培適地があること等から特産果樹の植栽が進みつつある。

また、本県の主要果樹であるウメ・ナシ・カキは、生産者の高齢化等から漸減傾向であるが、生産体制の整備や生産性の向上、高附加值化等の施策を展開していく予定である。

目標年度における生産量は、産地の生産性向上と新たな品目としてブドウなどの特産果樹産地の拡大により約13,200トン(基準年度比137.5%)と見込まれる。

(資料編第5表「果実の需給図」)

ウ 水産物

平成24年における県内の生産量は、約14,500トンであり、このうち約9,300トン(64.1%)が県内消費に向けられ、県外移出は約5,200トン(35.9%)となっている。

平成28年3月に改定した「ふくいの水産業基本計画」に基づき、平成31年度の生産額110億円を目指して、適正な資源管理、漁場環境の保全、新たな養殖魚種の導入等を推進しており、目標年度における生産量は増加すると見込まれる。

(資料編第6表「水産物の需給図」)

エ 花き

平成24年における本県の花きの生産量は約39,100千本となっており、このうち約2,500千本(6.3%)を県内卸売市場へ、約26,300千本(67.3%)を県外へ出荷している。

今後、花き栽培技術の確立と新規生産者の育成により産地が拡大され、目標年度における生産量は約52,100千本(基準年度比133%)が見込まれる。

(資料編第7表「花きの需給図」)

才 食肉

(ア) 牛肉

平成24年における牛肉の生産量は約575トンであり、県内における消費量約4,560トンの12.6%となっており、その不足分は県外産や輸入牛肉に依存している。

本県のブランド牛である三ツ星若狭牛や若狭牛の生産拡大のため、飼養する種を黒毛和種に変えることを推進しているが、目標年度における生産量は約470トン（基準年度比81.7%）と見込まれる。

(イ) 豚肉

平成24年における豚肉の生産量は約427トンであり、県内における消費量約9,360トンの4.6%となっている。

新規就農も難しいことから目標年度における生産量は約430トン（基準年度比100.7%）と見込まれる。

(ウ) 鶏肉

平成24年における鶏肉の生産量は約584トンであり、県内における消費量約8,640トンの6.8%となっている。

現在、採卵鶏の親鶏の大幅な増羽は見込めず、肉用鶏においても増羽が見込めないので、目標年度における生産量は約500トン（基準年度比85.6%）と見込まれる。

(資料編第8表「食肉の需給図」)

(4) 卸売市場流通の現状と見通し

ア 野菜

野菜の平成24年度の県内消費量約99,891トンのうち、県内卸売市場を経由して供給される量は、約45,137トン（45.2%）となっている。

流通の多元化がますます進む中、卸売市場は、機能および競争力の強化を図り、今後とも生鮮食料品等流通の基幹的役割を果たしていくものと考えられる。

目標年度においては、人口の減少により県内における総需要量は減少するものの、生産量の増加、地産地消の推進等が見込まれることから、県内市場取扱量は約 38,022 トン、県内卸売市場を経由し供給される割合は 38.6% と見込まれる。

(資料編第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」
第4表「野菜の需給図」)

イ 果実

果実の平成24年度の県内における消費量約 46,030 トンのうち、県内卸売市場を経由して供給される量は約 13,171 トン (28.6%) であり、県外卸売市場や産直、宅配等の県内卸売市場を経由しない量は約 32,859 トン (71.4%) となっている。

目標年度においては、野菜同様、生産量の増加、地産地消の推進等が見込まれることから、県内における総需要量は減少するものの、県内市場取扱量は約 7,883 トン、県内卸売市場を経由し供給される割合は 19.5% と見込まれる。

(資料編第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」
第5表「果実の需給図」)

ウ 水産物

水産物卸売市場の平成24年度の流通実態については、水産物产地市場の取扱量のうち、県内消費地市場には約 3,623 トン (20.1%)、地元向けには約 9,863 トン (54.9%)、その他は産地仲買人を通じて県外に移出されている。

一方、県内の水産物消費地市場の取扱量約 18,964 トンのうち、約 12,805 トン (67.5%) が県外から移入されている。

県内における消費量約 43,233 トンのうち、県内消費地市場を経由して供給される量は約 14,457 トン (33.4%)、県内产地市場を経由して供給される量は約 9,863 トン (22.8%)、県内市場を経由せずに供給される量は約 18,913 トン (43.7%) となっている。

今後の見通しについては、消費や流通の多様化が一層進むことが予想されることから、目標年度における消費地市場取扱量は約 19,444 トンと見込まれる。

(資料編第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」

第6表「水産物の需給図」)

工 花き

平成24年度の県内における消費量約78,394千本のうち、県内卸売市場を経由して供給されるのは約13,987千本(17.8%)で、県外産を主体としている。

目標年度においては、人口の減少により県内における総需要量は減少するものの、生産量の増加が見込まれることから、県内市場取扱量は約10,650千本、県内卸売市場を経由し供給される割合は19.3%と見込まれる。

(資料編第3表「生鮮食料品の市場流通量実績と見通し」

第7表「花きの需給図」)

才 食肉

本県には食肉市場等は設置されていない。

今後も、近隣県の広域的食肉流通センター等を活用した県産食肉流通を推進するものとする。

(5) 卸売市場の課題

上記(1)から(4)の現状と見通しを踏まえ、本県の卸売市場が、今後、県民に生鮮食料品等を安定的に供給するというその役割を果たしていくためには、次の課題に対応していくことが必要である。

ア 取扱量の確保

卸売市場が流通量を確保し、円滑かつ安定的な流通を維持していくためには、共同集荷を進めるための卸売市場間の連携や生産者と食品事業者間の需給に関する情報提供等を進めることにより、周辺产地から効率よく集荷を行うとともに、供給区域内の需要に応じた取扱量および品目を確保していく必要がある。

イ 市場利用者（生産者および食品関係事業者）ニーズへの対応

食料消費や小売形態が変化している中で、卸売市場に出荷された生鮮食料品等の食品関係事業者による購入・使用を進めるためには、希望品目や量の充実、品質の維持を図るとともに、加工処理を行うことにより付加価値を高めるなど、事業者ニーズに対応していく必要がある。

また、品目や量の充実を図るためには、卸売市場に出荷するメリットについて、地域の生産者の理解を促進し、卸売市場への出荷意欲を向上するような取組みが必要である。

ウ 消費者ニーズへの対応

残留農薬や不適正表示などの問題が発生し、消費者の食料品の安全や品質への関心が高まっている中、卸売市場は、消費者が安心して購入できるように品質管理を徹底し、消費者の信頼を高めていく取組みが必要である。

また、地球温暖化等の環境問題について関心が高まる中、環境負荷の低減に向けた取組みが必要である。

2 品目別流通圏の設定

本県の地形、地勢、人口の分布、交通事情、既存卸売市場の配置状況および生鮮食料品等の流通の動向を勘案して、青果物および水産物については、嶺北と嶺南の2流通圏を設定した。

花きの流通圏は、流通量の大部分を福井市中央卸売市場に依存しており、ほかに花き専門市場がないことから、県下全域を流通圏に設定した。

また、食肉については、県内には食肉市場がなく、県内流通量は近隣県の市場に依存していることから、県下全域を流通圏とした。

(1) 嶺北流通圏

嶺北地域は7市4町からなり、その人口は県全体の約82%を占めている。圏域内の既存の卸売市場の供給区域からみると、次の3区域に大別することができる。

- ア 福井市中央卸売市場の直轄区域となる福井市とその周辺市町
- イ 越前市の地方卸売市場の供給区域となる丹南地域
- ウ 大野市の地区卸売市場の供給区域となる奥越地域

これらは、県内の産業経済の中心地としての福井市を軸とする広域経済圏にあるので、嶺北流通圏とする。

(2) 嶺南流通圏

嶺南地域は、曲折の多い海岸線と山岳に挟まれ平野部の少ない帶状の地形で、2市4町からなっている。圏域内の既存の卸売市場の供給区域からみると、次の2区域となっている。

- ア 敦賀市公設地方卸売市場の供給区域となる敦賀市とその周辺町
- イ 小浜市総合卸売市場の供給区域となる小浜市とその周辺町

これらは、地形および流通の現況から同一経済圏にあるので、嶺南流通圏とする。

以上のことから、品目別流通圏は次のとおりとする。

品目別流通圏の設定

(青果物)

[] 内上段は野菜、下段は果実

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量 トン	備 考		
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)		平成24年	32年	32年
No 1 嶺 北	福井市 大野市 勝山市 鲭江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町	655.5 千人	625 千人	290 千人	228 千人	52,909 トン	41,671 トン	一人当たり 年間消費量 (kg)	182.6 [125.0] [57.6] 183.1 [129.9] [53.2]
		[329] [205]	[266] [133]	[41,095] [11,814]	[34,600] [7,071]			流通圏内における 総消費量 (トン)	119,705 [81,945] [37,760] 114,382 [81,148] [33,234]
								市場供給率 (%)	44.2 [50.1] [31.3] 36.4 [42.6] [21.3]
No 2 嶺 南	敦賀市 小浜市 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町	143.5 千人	135 千人	27 千人	23 千人	5,399 トン	4,234 トン	一人当たり 年間消費量 (kg)	202.6 [145.0] [57.6] 183.1 [129.9] [53.2]
		[28] [24]	[26] [15]	[4,042] [1,357]	[3,422] [812]			流通圏内における 総消費量 (トン)	29,087 [20,817] [8,270] 24,732 [17,546] [7,186]
								市場供給率 (%)	18.6 [19.4] [16.4] 17.1 [19.5] [11.3]
計		799 千人	760 千人	316 千人	251 千人	58,308 トン	45,905 トン		
		[357] [229]	[293] [148]	[45,137] [13,171]	[38,022] [7,883]				

(水産物)

(花き)

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備 考
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	
県下全域	県下全域	799	760	143	146	13,987	10,650	千本

(食肉)

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備 考
		平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	平成24年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)	
県下全域	県下全域	799	760	0	0	0	0	トン

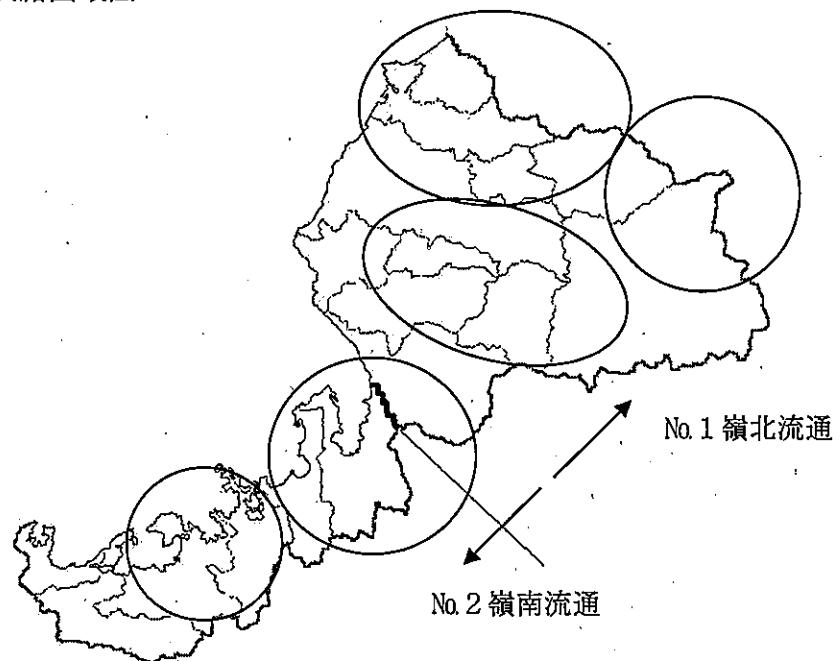
福井県卸売市場供給圏域

流通圏域の人口

流通圏	市 場	区域（市町）	人口	
			平成24年	平成32年
嶺北流通圏	福 井	福井市	266,052	255,325
		あわら市、坂井市、永平寺町、朝日地区および越前地区を除く越前町、池田町	152,608	145,829
	丹 南	鯖江市、越前町朝日地区	76,920	75,022
		越前市、南越前町および越前町越前地区	100,931	95,451
嶺南流通圏	奥 越	大野市、勝山市	59,048	53,070
		小 計	655,559	624,697
	敦 賀	敦賀市、美浜町、若狭町	93,612	88,663
	小 浜	小浜市、高浜町、おおい町	49,956	46,410
小 計			143,568	135,073
合 计			799,127	759,770

(注) 平成32年の合計は、国立社会保障・人口問題研究所の
都道府県将来推計人口

供給圏域図



(注) 花きおよび食肉の流通圏は、県下全域とする。

3 卸売市場の配置計画と整備の方向

平成28年11月現在における県内卸売市場の配置状況は、中央卸売市場1、地方卸売市場8（うち水産物产地市場4）および地区卸売市場4（うち水産物产地市場3）の計13市場となっている。

第9次整備計画以降、嶺北流通圏にあっては、平成28年10月に株式会社勝山魚市場が廃止され、8市場となっている。

嶺南流通圏にあっては、平成25年3月高浜町和田地区の水産物产地市場が高浜町高浜地区にある水産物产地市場に統合され、5市場となっている。

今後は、卸売市場を取り巻く状況の変化に対応するとともに、引き続き生鮮食料品等の効率的かつ安定的な流通の確保が図られるよう配置するものとする。

各地区の整備の方向はおおむね次のとおりとし、目標年度における配置数は、中央卸売市場1、地方卸売市場7（うち水産物产地市場3）および地区卸売市場2（うち水産物产地市場2）の計10市場を目指すものとする。

消費地市場は生鮮食料品等を各流通圏の消費者へ安定的に供給する役割を担っており、流通圏内の需要に対し効率的かつ円滑に供給する機能を維持し得るよう流通圏内の各地域に配置することとする。また、利便性の向上、流通の効率化を図り、経営基盤の強化と安定化を図るため、引き続き統合整備を推進していく。

产地市場は水産物の出荷および販売拠点として今後も重要な役割を担う必要があることから、集荷力の強化と安定的な価格形成力を維持し、経営の合理化を図るため、水揚量および魚種構成の変化、集荷規模と範囲、生産者の利便性を考慮するとともに、漁港・港湾の整備計画等を考慮し、各地域の実態にあわせて7市場から5市場へ統合整備を推進していく。

（1）青果物および水産物消費地市場

ア 奥越地域においては、大野市にある地区卸売市場大野魚商協同組合（水産）について、現状のまま存続するものの、買受人である小売店および取扱量が減少していることから、取扱量の増加を図り、地域内の安定供給という市場機能の維持および市場経営の改善・安定化を図る。

イ 丹南地域においては、越前市に青果と水産各1か所ある既存の地方卸売市場武生青果株式会社（青果）と地方卸売市場株式会社武生総合食品市場（水産）について、隣接していることもあり、利用者の利便性の向上、経営の合

理化を図るため、地域の総合的な市場への統合整備に向けた取組みを推進する。

ウ 敦賀市公設地方卸売市場は、敦賀地域における青果物流通の市場として、小浜市総合卸売市場（準公設）は、小浜地域における総合的な市場として存置する。また、卸売業者、生産・出荷者等と連携を図りながら、取扱量および品目の充実に向けた集荷機能の強化、加工処理機能の強化等を図る。

（2）水産物产地市場

ア 地方卸売市場福井県漁業協同組合連合会敦賀支所および小浜支所は、規模的に地方卸売市場としての機能を果たし得るものであることから、現状のまま存置し、周辺产地からの集荷機能の向上を図る。

イ 福井市にある地方卸売市場福井県漁業協同組合連合会越前支所越廻出張所、南越前町にある河野村漁業協同組合甲楽城地区卸売市場は廃止し、越前町にある地区卸売市場越前町漁業協同組合との統合整備に向けた取組みを推進し、効率的に流通できるよう集荷対策を検討し、取引の活性化を図る。

ウ 地方卸売市場福井県漁業協同組合連合会三国支所は現状のまま存置するものの、取扱量が減少していることから集荷機能の向上を図る。

エ 高浜町にある若狭高浜漁業協同組合高浜地区卸売市場は現状のまま存置するものの、取扱量が減少していることから集荷機能の向上を図る。

以上をまとめると、各市場の配置および整備計画は、次の卸売市場配置計画のとおりとなる。

卸売市場配置計画

表中 市場名欄の「小規模」は地区卸売市場、「産」は産地市場を示し、開設形態および区分欄の「中」は中央卸売市場、「公」は公設市場、「準公」は準公設市場、「民」は民営市場を示す。

流通圏No.	配置位置	市町名	市場名	当該流通圏既存市場			整備方針		備考
				区分	取扱品目	市場の整備計画	存置整備		
No.1 嶺北	下全城	福井市	① 福井市中央卸売市場	中	青果 水産 花き				
			② 福井県漁業協同組合連合会 越前支所越廻出張所(産)	民					
			越前町 ③ 越前町漁業協同組合 (小規模・産)	民					
			南越前町 ④ 河野村漁業協同組合 甲斐城(小規模・産)	民					
			大野市 ⑤ 大野魚商協同組合 (小規模)	民	水産	存置整備			
			越前市 ⑥ 武生青果株式会社 食品市場	民	青果 水産				
			坂井市 ⑦ 株式会社武生総合 食品市場	民	水産	存置整備			
			坂井市 ⑧ 福井県漁業協同組合連合会 三国支所(産)	民	水産	存置整備			

流通圏No.	青果物	水産物	花き	当該流通圏既存市場			整備方針			備考
				配置位置	市町名	市場名	区分	取扱品目	市場の整備計画	
No.2 嶺南 嶺南 全域	県 下 全域	敦賀市	敦賀市	⑨ 敦賀市公設地方卸売市場 ⑪ 福井県漁業協同組合連合会 敦賀支所(産)	敦賀市	⑨ 敦賀市公設地方卸売市場	公	青果	存置整備	
						⑪ 福井県漁業協同組合連合会 敦賀支所(産)	民	水産	存置整備	
				⑫ 小浜市総合卸売市場 小浜支所(産)	小浜市	⑫ 小浜市総合卸売市場	準公	青果 水産	存置整備	
No.2 嶺南 嶺南 全域	県 下 全域	高浜町	高浜町	⑬ 若狭高浜漁業協同組合 高浜(小規模・産)	高浜町	⑬ 若狭高浜漁業協同組合 高浜(小規模・産)	民	水産	存置整備	
						⑬ 若狭高浜漁業協同組合 高浜(小規模・産)				

第3 近代的な卸売市場の立地ならびに施設の種類、規模、配置および構造に関する指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チエーン展開等による生鮮食料品等流通の広域化等を勘案し、開設者および卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行うこと。この場合、特に次の事項について留意するものとする。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類は、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

- ①売場施設
- ②駐車施設
- ③貯蔵・保管施設
- ④輸送・搬送施設
- ⑤衛生施設
- ⑥情報・事務処理施設
- ⑦管理施設
- ⑧加工処理施設
- ⑨福利厚生施設

⑩関連事業施設

⑪以上の施設に附帯する施設

なお、水産物产地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

施設の規模は、国の「第10次卸売市場整備基本方針」に示された「卸売市場施設規模算定基準」に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

(1) 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場および買荷保管所または積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{u_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

u_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

(2) その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

(3) 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入および搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用

車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25m^3 \cdot \left(\frac{g_t}{u} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

u. : 1台当たり積載数量

M : その他業務用および通勤用自動車台数

(4) 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模および円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

なお、水産物产地市場の施設規模の算定に当たっては、上記事項を参考に地域の実情に応じて適切に行うものとする。

4 施設の配置、運営および構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営および構造については、生産者や実需者のニーズや社会的要請に的確に対応する必要があることを踏まえ、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能強化、さらには環境問題への積極的な取組みや災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはP

F I 事業の活用、施設管理については民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用により、市場使用料の抑制等市場流通コストの低減に努めるものとする。

- (1) 卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者および実需者のニーズへ対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設等を計画的に配置すること。その際、H A C C P（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を取り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあっては、必要となる施設の整備・配置に努めること。また、施設の整備・配置に当たっては、取扱物品の構成、生産者や実需者のニーズ、施設整備に伴う場内物流の効率性への影響、卸売業者や仲卸業者のコスト負担、立地条件、地域性等を勘案した導入の効果や必要性等も考慮しつつ、卸売市場ごとに施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること。
- (2) 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のよりきめ細やかなニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設および輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や共同施設の利用に関する卸売業者、仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。あわせて、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受発信機能の強化や市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売り支援活動）等の取組みを推進すること。
- (3) 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷の低減に向けた取組みが重要であることから、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置や、通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めること。また、新たな投資についての卸売業者や仲卸業者の負担を考慮しつつ、実態を十分に踏まえ、卸売市場ごとに、温室効果や廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る数値目標や方針を事前に策定

した上で、計画的に取り組むこと。

- (4) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (5) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。
- (6) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (7) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分に配慮すること。
- (8) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
 - ①取引における生鮮E D I標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、無線I Cタグ（メモリ機能を有する極小のI Cチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
 - ②産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるL A N（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備、通い容器の一時保管場所の確保に努めること。
- (9) 卸売市場の多様な機能の發揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備のほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。
- (10) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

第4 卸売市場における取引および物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化ならびに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公平な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担の軽減のための措置を講じ、生産者および実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化が図られるよう、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各卸売市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等卸売市場の実態を反映しつつ、卸売市場および品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を図ること。この売買取引の方法の設定に当たっては、各卸売市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不斷の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 各卸売市場においては、市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するとともに、集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者および実需者との連携による集荷・販売力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に發揮した共存・共栄関係の構築に努めること。
- (4) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。

- (5) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。特に、商取引を含む社会全体の電子化の進展に対応して卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用に努めること。
- (6) 迅速かつ機動的な取引による実需者のニーズへの的確な対応と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、法令に基づかない事前承認や各種書類の提出・報告の義務付けについて、その必要性を十分に検討した上で、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、法令に規定されている事務手続と密接な関連を有する事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務の簡素化を図ること。また、生産者から実需者に至るまでの流通全体を通じた情報技術の活用や生鮮E D I 標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組みを推進すること。
- (7) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性を維持、向上し、公正な取引を推進するため、あらかじめ、開設者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者間において十分な議論を行った上で、日ごと、月ごとの時系列で整理した情報等、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- (8) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用しつつ、公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、卸売市場全体の利益を考えることができる幅広い視野を有した市場取引委員会の委員の選定等を通じて、より経営戦略的な視点から卸売市場全体として統一的な意思決定に努めること。
- (9) 卸売市場においては、原産地表示の徹底および公正な取引の推進とともに、生産履歴の情報等の適切な確認・伝達による消費者の信頼の確保に努めること。また、食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実を図ること。特に食品表示法に基づく名称、原産地表示につい

ては、生鮮食料品等の仕入先および仕入日、販売先および販売日等の入出荷にかかる記録の作成・保存等を適切に行い、トレーサビリティの確保に努めること。なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。

- (10) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (11) 卸売市場に対する生産者、実需者および消費者の信頼の確保と向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者および仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。
- (12) 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場業務の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営および関係事業者の経営の合理化に直結することから、その推進を図る。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理系统）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設および輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して、保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

(3) 自動荷さばき・搬送システム・パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化のための措置と、当該措置をその内容とする品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進することにより、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階においての品質管理の高度化に取り組むものとする。

この場合、HACCP の考え方を取り入れた品質管理に努めることとし、水産物、食肉においては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守すること。

第5 卸売業者等の経営の近代化の目標

1 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、卸売業者の経営規模の拡大および経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努める。

また、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況を踏まえつつ、合併や営業権の譲受けによる統合大型化、市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員一人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とともに、異なる卸売市場の卸売業者同士の統合大型化、青果、水産物等取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化、連携強化も視野に入れた対応を行う。

	青果物 百万円	水産物 百万円	花き 百万円
中央卸売市場	270	380	160
地方卸売市場 (水産物产地市場を除く)	130	160	90

（注）この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- 2 卸売業者の経営状況の悪化に対処し、卸売業者の経営の健全性を確保し、卸売市場に対する信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減、経営多角化による経営改善を図ること。また、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努める。
- 3 管理部門について、計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努める。
- 4 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手および女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、

責任体制の確立に努める。

- 5 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化および実需者との連携を深めることによる県内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努める。
- 6 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存している場合も依然としてあることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努める。
- 7 大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能および輸送・搬送機能の強化に取り組む。
- 8 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等についての流通の特性も踏まえたうえで、品揃えの強化を図る。
- 9 生鮮食料品等の流通の中間に位置する立場を活かし、卸売業者・仲卸業者の相互連携の下、川上・川下双方に対するコーディネート機能を發揮し、県内産の農林水産物の新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報通信技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者間における情報共有を図るなど情報の収集と提供の取組みの強化を図る。
- 10 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組みを進めに当たっては、両者の連携・協働に十分に留意して行う。
- 11 予約相対取引の活用等により、産地における計画的かつ安定的な生産・出荷に対するニーズや、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における安定的な取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議する。
- 12 研修等を通じて、多様な取引に対応できる人材を育成するとともに、勤

務体制の見直しなど、労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努める。

第6 卸売市場に望まれる役割

- 1 卸売市場に関する情報については、取引結果および卸売業者の財務についての公表とともに、消費者に対し卸売市場の役割、旬の食材等に関する情報等の生鮮食料品等に対する知識を、インターネット等を活用し、広く公開・提供するよう努める。

特に、食品の検査などの取組み結果を広く消費者に公表するなど、安全性を広くPRし、消費者の卸売市場の取組みに対する理解を深める。
- 2 広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等を普及し、県民のための卸売市場としての理解を深めるため、市場内の衛生管理や入場者の安全の確保等に十分留意して、市場祭り等の食のイベント、市場見学会、料理教室等、消費者と卸売市場との交流を深める機会を確保するなど、開かれた卸売市場づくりに努める。
- 3 新鮮かつ安全・安心な県産農林水産物への関心が高まっていることを踏まえ、流通という立場から地産地消への取組みを推進するため、地元生産物の集荷・取扱量の拡大、産地や生産者に関する情報発信の徹底、消費者ニーズに対応した商品づくりの企画提案、産地と食品事業者とのコーディネートなどの機能・サービスの充実に努める。
- 4 産地情報と消費者・実需者のニーズの双方に通じ、求められる商品特性や多様な販路に係る知見等を有するといった強みを活かし、市場関係業者の新たなビジネス機会の創出に資する場合は、生産者が行う6次産業化への取組に対する積極的な参画に努める。

また、卸売市場の集荷機能を活かし、県内での生鮮食料品等の消費量が減少していく中、輸出を促進するため、海外における日本産食料品等のニーズ、相手国や品目による規制等の情報を収集し市場関係業者へ提供するなど、市場関係者の輸出に向けた取組みの支援に努める。
- 5 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立と各種廃棄物等の発生の抑制、リサイクルの徹底に努める。
- 6 災害時等の緊急の事態に際し、卸売市場の果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結等を通じた自治

体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、災害時等において適切な対応が確保されるよう努める。

特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努める。

また、食の安全に関する事件・事故が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保および適切な価格形成に努める。

資料編

[第1表] 供給対象人口の見通し	…… 3 4
[第2表] 生鮮食料品需要等の長期見通し	…… 3 4
[第3表] 生鮮食料品の市場流通実績と見通し	…… 3 4
[第4表] 野菜の需給図	…… 3 5
[第5表] 果実の需給図	…… 3 6
[第6表] 水産物の需給図	…… 3 7
[第7表] 花きの需給図	…… 3 8
[第8表] 食肉の需給図	…… 3 9
[第9表] 卸売市場および卸売業者の概要	…… 4 0
[第10表] 県内卸売市場配置の現況と計画	…… 4 2

〔第1表〕供給対象人口の見通し

区分	人口		伸び率 %	備考
	平成24年	平成32年		
全国	人 127,515,133	人 124,100,000	% 97.3	国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口
福井県	人 799,127	人 759,770	% 95.1	"

〔第2表〕生鮮食料品需要等の長期見通し

区分	品目 年度	野菜		果実		水産物		花き		食肉	
		基準年度 平成24年	目標年度 平成32年								
一人当たり 年間消費量	kg	125.0	129.9	kg	103.9	kg	92.4	kg	98.1	kg	102.1
総消費量	t	99,891	98,694	%	98.8	t	46,030	t	72.8	t	102.1

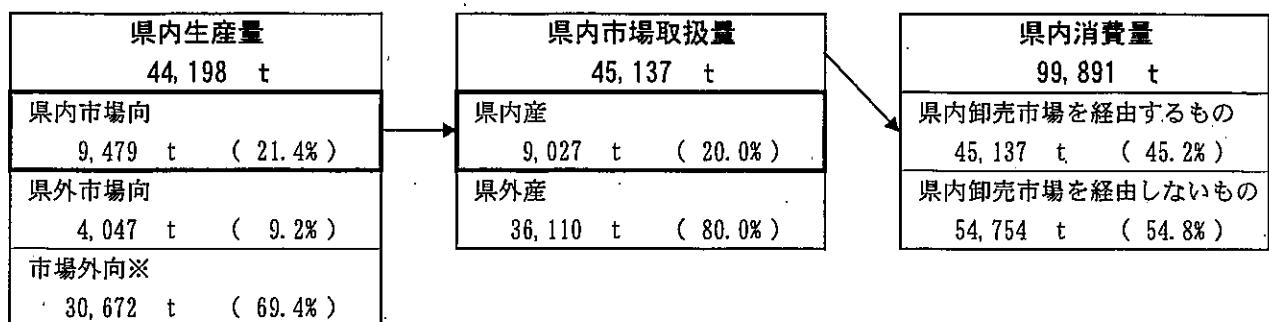
〔第3表〕生鮮食料品の市場流通実績と見通し

区分	年	人口	消費量		市場流通量 県全体 量(B/A) 比率(B/A)
			1人当たり 年間消費量	総量(A)	
野菜	24	799,127 人	kg 125.0	kg 99,891 t	t 45,137 t 45.2 %
果実	32	759,770	kg 129.9	kg 98,694	t 38,022 t 38.5
水産物	24	799,127	kg 57.6	t 46,030 t	t 13,171 t 28.6 %
花き	32	759,770	kg 53.2	t 40,420	t 7,883 t 19.5
食肉	24	799,127	kg 52.8	t 42,194 t	t 18,964 t 44.9 %
	32	759,770	kg 52.9	t 40,192	t 19,444 t 48.4
	24	799,127	本 98.1	t 78,394 千本	t 13,987 千本 17.8 %
	32	759,770	kg 72.8	t 55,311	t 10,650 t 19.3
	24	799,127	kg 28.2	t 22,560 t	t 0 t 0.0 %
	32	759,770	kg 28.8	t 21,890	t 0 t 0.0 %

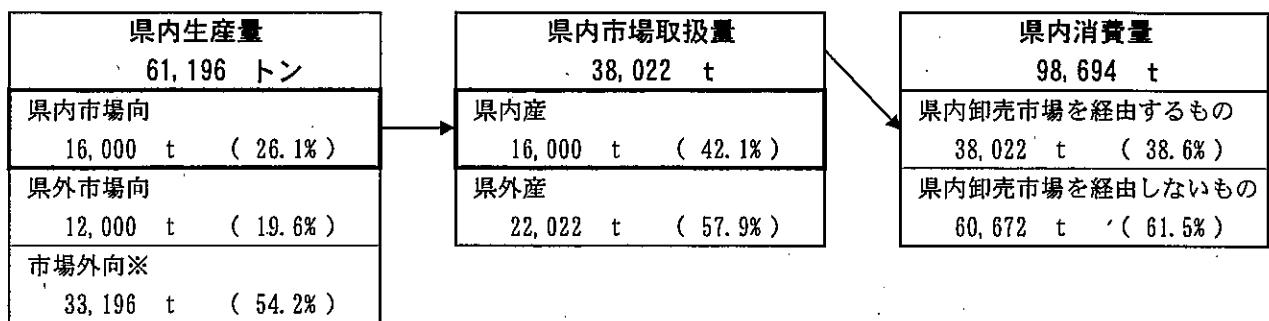
(注) 1. 平成24年の人口は総務省の人口推計、平成32年の人口は国立社会保障・人口問題研究所による
 　2. 1人当たり年間消費量は、「食料需給表」、「食料・農業・農村基本計画」、「花き産業振興方針」等の農林水産省資料による推計値
 　3. 市場流通量は、平成24年は実績、32年は過去の市場取扱量等を基にした推計値

[第4表] 野菜の需給図

平成24年度現況



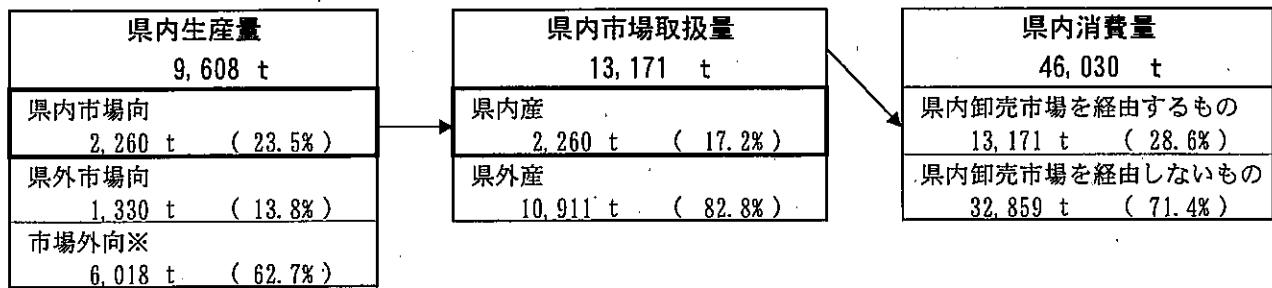
平成32年度推定



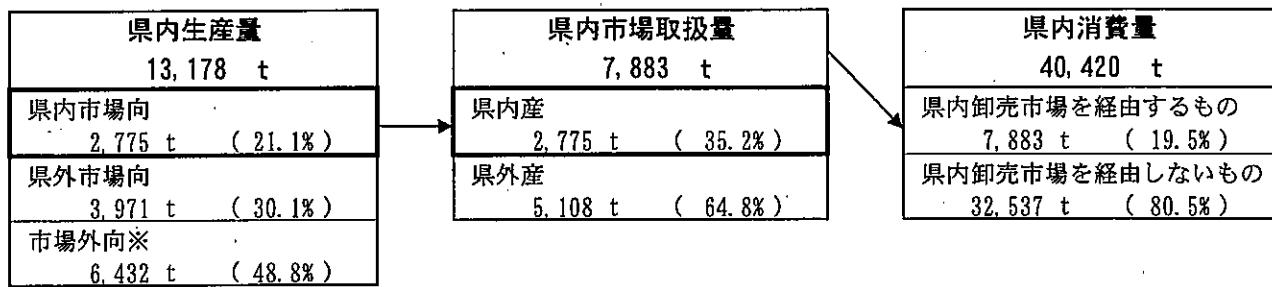
※「市場外向」とは、自家消費、お土産分け、直売所や通信販売などの直接販売、加工業者や小売店などとの直接取引等をいう。

[第5表] 果実の需給図

平成24年度現況



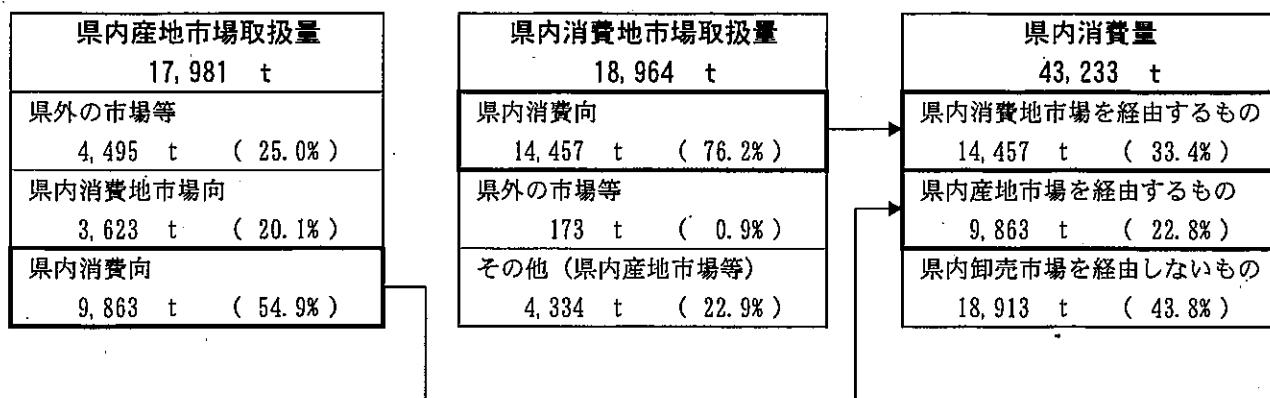
平成32年度推定



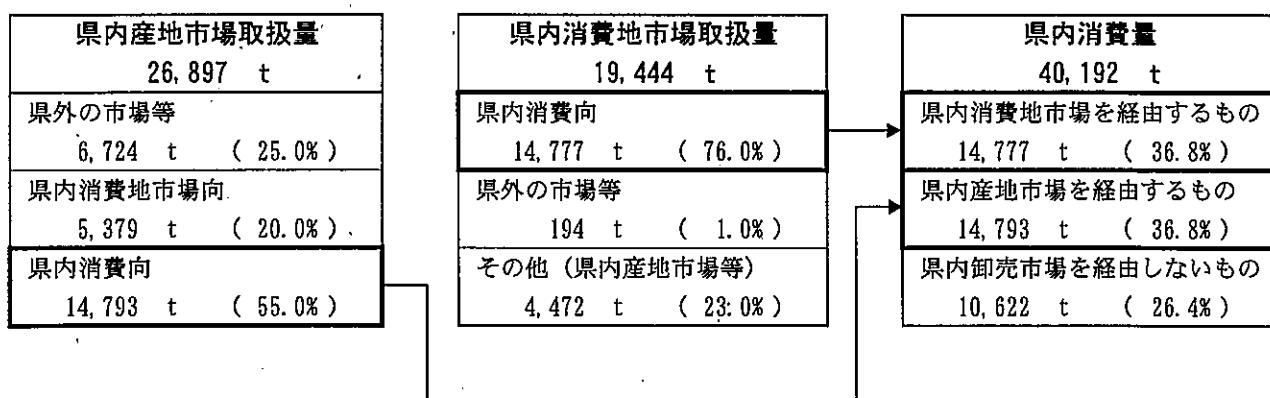
※「市場外向」とは、自家消費、おすそ分け、直売所や通信販売などの直接販売、加工業者や小売店などとの直接取引等をいう。

[第6表] 水産物の需給図

平成24年度現況

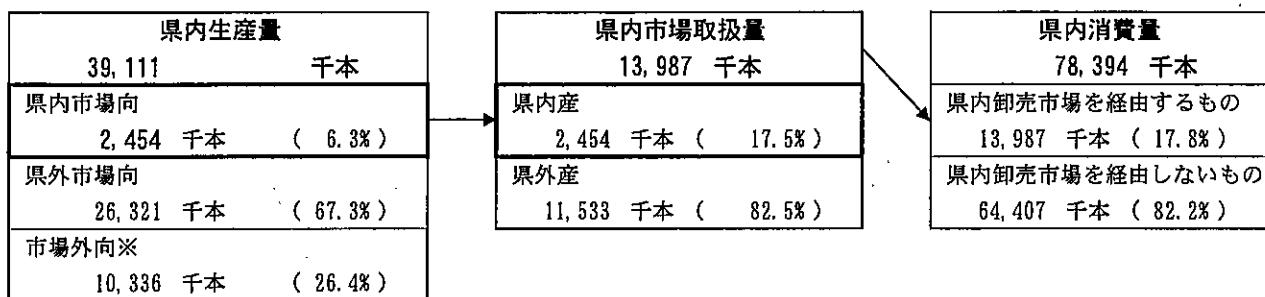


平成32年度推定

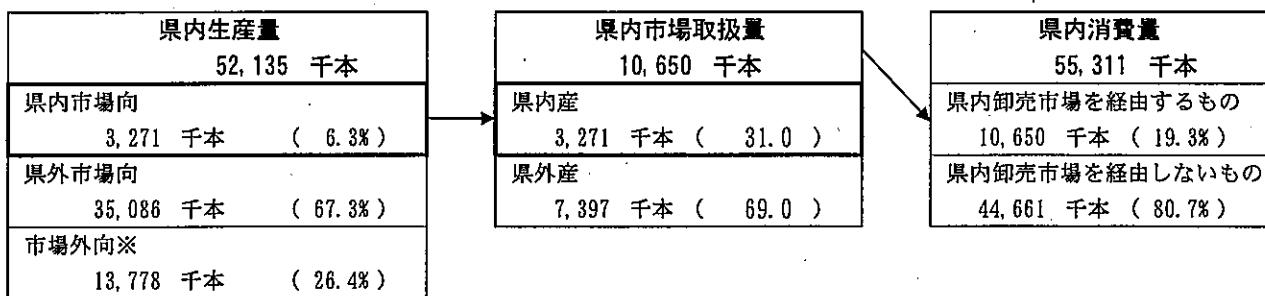


[第7表] 花きの需給図

平成24年度現況



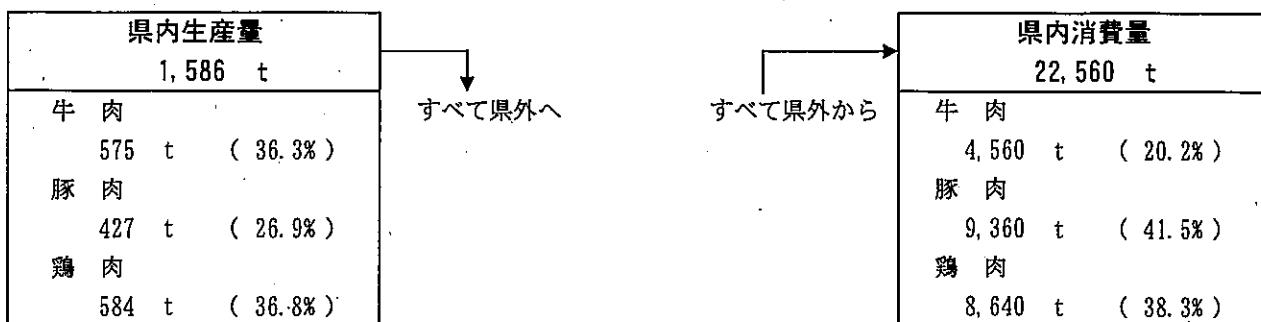
平成32年度推定



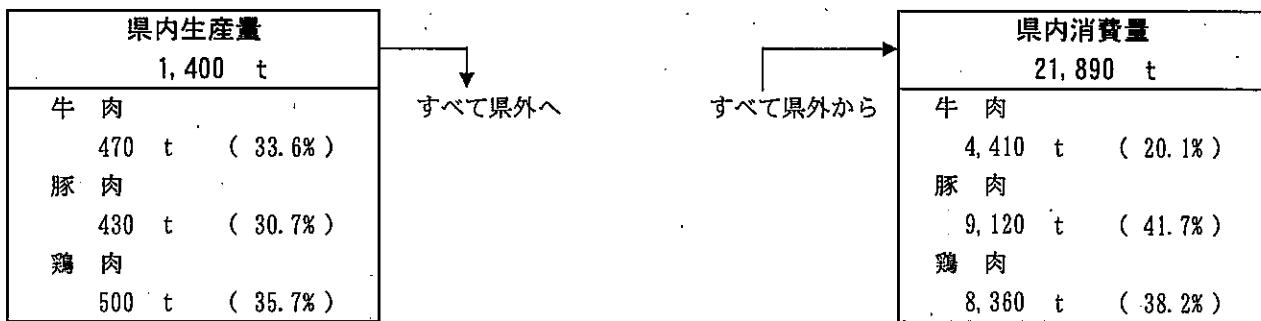
※「市場外向」とは、自家消費、おぼそ分け、直売所や通信販売などの直接販売、加工業者や小売店などとの直接取引等をいう。

[第8表] 食肉の需給図

平成24年度現況



平成32年度推定



[第9表] 卸売市場および卸売業者の概要

平成28年11月現在

市場区分	取扱品目	市場名 (開設者)	郵便番号	所在地	電話番号	敷地面積m ²	卸売場m ²	駐車場m ²	年月	卸売業者		
										企業形態	従業員数	資本金
中央卸売市場	福井市中央卸売市場 (福井市)	910 -8537	福井市大和町1-1	(0776) 53-0001	142,922	8,206	51,411	S49.11	福井青果(株) (牧田高明)	株式会社	8	人 36 50
総合	小浜市総合卸売市場 (小浜市総合卸売市場株)	917 -0081	小浜市川崎2-5-3	(0770) 52-1800	5,838	987	1,825	S58.10	小浜中央青果(株) (山本紀夫)	株式会社	3	人 13 15
地方	武生青果(株) (武生青果(株))	915 -0057	越前市矢船町17-15	(0778) 24-2211	22,400	1,453	17,184	S15.11	武生青果(株) (米岡房直)	株式会社	5	人 6 15
青果	敦賀市公設地方卸売市場 (敦賀市)	914 -0045	敦賀市古田刈66-1303-1	(0770) 24-1522	19,788	890	7,225	S59.11	敦賀合同青果(株) (柳原専)	株式会社	5	人 11 40
水産消費市場	(株)武生総合食品市場 (株)武生総合食品市場	915 -0057	越前市矢船町17-8	(0778) 24-3111	5,998	544	2,246	S41.09	開設者同じ (山本明子)	株式会社	11	人 21 18

市場区分	取扱品目	市場名 (開設者)	郵便番号	所在地	電話番号	敷地m ²	卸売場m ²	駐車場m ²	年月	卸売業者		
										企業形態	役員数	従業員数
地方卸売市場	県漁連三国支所 (県漁連)	913 -0056	坂井市三国町宿 1-17-33	(0776) 82-1221	4,114	2,580	780	S24.10	(平野仁彦) 協同組合	漁業		
	県漁連敦賀支所 (県漁連)	914 -0061	敦賀市蓬莱町17-13	(0770) 22-0072	4,990	3,331	1500	S24.10	(平野仁彦) 協同組合	漁業		
	県漁連小浜支所 (県漁連)	917 -0081	小浜市川崎3-16	(0770) 52-2310	4,832	1,473	4,000	S24.10	(平野仁彦) 協同組合	漁業	12	85
	県漁連越前支所越廻出張所 (県漁連)	910 -3552	福井市茱崎町38-64	(0776) 89-2011	1,833	632	300	H01.12	(平野仁彦) 協同組合	漁業		457
地区卸売市場	水産地区卸売市場(大野魚商)	912 -0024	大野市錦町3-12	(0779) 65-1211	2,750	552	2,000	S35.03	(万月博光) 協同組合	商業		
	越前町漁業協同組合 (越前町漁協)	916 -0315	丹生郡越前町小樟7-65	(0778) 37-0001	3,290	864	270	S24.08	(齊藤洋一) 協同組合	漁業	7	3
	河野村漁協甲渠城地区	915 -1113	南条郡南越前町甲渠城 8-251-1	(0778) 48-2134	1,055	400	356	S24.08	(木邑康和) 協同組合	漁業	25	13
	若狭高浜漁協高浜地区	919 -2221	大飯郡高浜町事代 1-104	(0770) 72-1234	3,627	1259	211	S24.09	(板倉健治) 協同組合	漁業	13	5
	卸売市場(若狭高浜漁協)										14	17
												229

[第10表] 県内卸売市場配置の現況と計画

市町村名	時期	平成24年4月現在市場数				平成28年11月現在市場数				平成32年(目標年度)市場数				備考
		中央	地方	地区	計	中央	地方	産地	地区	中央	地方	産地	地区	
市場区分		消費	产地	消費	产地	産地		消費	产地	産地		消費	产地	産地
取扱区分	総合 1					総合 1	総合 1			総合 1	総合 1			
青果	青果	1				1		1		1				
水産	花き					1		1		1				
福井市	青果					1		1		1				
	水産	1				1		1		1				
越前市	水産					1		1		1				
大野市	水産					1		1		1				
勝山市	水産	1				1		1		1				
敦賀市	青果	1				1		1		1				
	水産					1		1		1				
小浜市	青果					1		1		1				
	水産	1				1		1		1				
坂井市	水産	1				1		1		1				
福井市	水産	1				1		1		1				
越前町	水産					1		1		1				
南越前町	水産					1		1		1				
高浜町	水産					2	2			1				
	食肉													
合 計		5	4	1	4	4	4	1	3	3	3	1	2	10
		1	9	5	15	1	8	4	13	1	6	3	3	

(注)「市場区分」欄の「消費」は消費地市場、「産地」は水産物产地市場を示す